

## 個人申請についてのご質問（Q&A）

（R4.7.1 現在）

Q.誰でも利用できますか。

A.はい、日本国内に住所がある方（外国人を含む）であれば、利用できます。

Q.他の観光支援事業（GoToトラベル、新みきゃん割等）との併用はできますか。

A.はい、併用できます。ただし、すべて割り引かれた後に、実質負担額が 1,000 円を下回った場合は、補助対象外となります。

Q.予約する場合に、どのような方法がありますか。

A.方法としては、①直接宿泊施設へ電話しての予約②OTA（インターネット上だけで取引を行う旅行会社）を経由しての予約③旅行代理店を経由しての予約があります。

Q.補助制度の利用にあたって回数制限はありますか。

A.7月1日以降は回数制限を設けていません。

Q.補助金の受取方法は振込だけですか。

A.はい、支払は口座振込となりますので、振込可能な口座をご用意ください。

Q.補助金の請求者と振込口座の名義人が違って大丈夫でしょうか

A.請求者と口座名義人が異なる場合は、委任状が必要となります。必要な場合は、ご相談ください。

Q.補助金の振込先口座が確認できる書類ですが、インターネットバンキング利用でも申請できますか。

A.はい、インターネットバンキングでも可能です。その場合は、口座名義人、金融機関名、金融機関の店名、預貯金の種別および口座番号記載のページを印刷したものを添付してください。

Q.申請用紙や送付専用封筒はどこで入手できますか。

A.登録宿泊施設（旅館・ホテル等）に設置しています。なお、申請書には、宿泊数を管理するための通し番号を記入しておりますので、本市ホームページからのダウンロードは行っていません。

Q.自宅にある封筒で郵送しても受付してもらえますか。

A.はい、お手持ちの封筒を利用して郵送していただいても構いません。

ただし、郵送料は自己負担となりますので、ご容赦くださいますようお願いいたします。

Q.チェックアウトの日から 14 日を過ぎての申請は受け付けてもらえないのですか。

A.申し訳ありませんが、チェックアウトの日から起算して 14 日を過ぎての申請は受け付けることができません。必ず、期限までに郵送もしくは持参してください。

Q.申請後、どのくらいで振り込まれますか？

A.事務局に到着後、確認作業および振込手続を行うこととなりますので、2ヶ月ほどお時間をいただくことになるかと思えます。予めご了承くださいませようお願いします。

※申請書類に不備等があれば、別途ご連絡させていただく場合があります。

Q.振込のお知らせはありますか。

A.はい、市から振込通知のハガキを送付いたしますので、ご確認ください。

Q.宿泊先の領収書や、飲食費等のレシート（領収書）は、原本を添付しないとイケないですか。

A.はい、原則、原本の添付をお願いします。原本返却が必要な場合は、ご相談ください。

#### 【宿泊費補助について】

Q.宿泊数に制限はありますか。

A.はい、上限は2連泊まで（同一宿泊施設に限る）となっております。

Q.宿泊費の実質負担額が 1,000 円未満となった場合に補助対象外となるのは宿泊費のみですか？それとも飲食費等も含めたすべてですか？

A. 宿泊費の実質負担額が 1,000 円未満となった場合、すべてが補助対象外となります。

Q.ツインやダブルの部屋に泊まる場合で、領収書が個々に分けられない場合はどうしたらよいですか。

A. 代表者の方が申請し、申請者裏面の名簿記入と必要書類を添付すれば、同泊者も補助の適用となります。

Q.宿泊の際、宿泊費が発生しない乳幼児は、申請上の宿泊人数に含まれますか。

A.いいえ、宿泊費が発生しない乳幼児については、宿泊人数に含みません。

注意：宿泊費が発生しない乳幼児の添い寝は、宿泊人数に含みません。添い寝のため宿泊費が発生せず、食事代のみ発生する場合も補助対象外となります。

【飲食費等補助について】

Q.食事付の宿泊プランの食事部分は、飲食費等補助の対象となりますか。

A.いいえ、対象となりません。その場合は、宿泊費のみ補助対象になります。

Q.飲食費等補助は、宿泊しないと補助してもらえないのですか。

A.はい、飲食費等補助については、宿泊を伴うことが条件です。

Q.飲食費等の補助対象となるのはどのようなものですか。

A.宿泊施設での追加飲食、当市内の飲食店・ファストフード店・コンビニ・スーパー・レジャー施設等で領収証もしくはレシート（店舗名、利用日、利用料金記載のもの）の発行が受けられる店舗（テイクアウトを含む）、タクシー等の市内観光の移動に係る経費になります。ご不明な点があれば、ご相談下さい。

Q.飲食費等補助の対象となる期間は、いつからいつまでの使用分ですか。

A.飲食費等の補助対象は、チェックインの日からチェックアウトの日までの使用分となります。

Q.キャッシュレスでの支払いは可能ですか。

A.キャッシュレス決済での支払も可能です。

Q.購入するもので、補助対象外となるものは何がありますか。

A.たばこ、商品券、宝くじ等の換金性の高いものの購入分は、補助対象外となります。